

装技計第32号

27.10.1

一部改正 装技計第2766号

令和元年6月24日

一部改正 装官総第4804号

令和3年3月31日

防 衛 技 監
長 官 官 房 各 装 備 官
長 官 官 房 審 議 官
長 官 官 房 総 務 官
長 官 官 房 会 計 官 殿
長 官 官 房 監 察 監 査 ・ 評 価 官
長 官 官 房 各 装 備 開 発 官
各 部 長
施 設 等 機 関 の 長

防衛装備庁長官

(公印省略)

防衛装備庁が試作する自動車について（通達）

標記について、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）に基づき、及び同訓令を実施するため、防衛装備庁が試作する自動車に係る手続に関し、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁が試作する自動車について

(趣旨)

第1条 この通達は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下「訓令」という。)に基づき、防衛装備庁が、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の用に供するために試作する自動車(訓令第1条に規定する「自動車」をいう。以下「試作車」という。)の保安基準の緩和に係る手続、番号、標識及び整備並びに適用除外指定(訓令第1条に規定する「適用除外指定」をいう。次条において同じ。)に係る手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用除外指定に関する申出手続)

第2条 長官官房装備官又は研究所長は、適用除外指定を受ける必要のある自動車を新たに試作するとき、又は既に適用除外指定を受けた自動車を同一型式の範囲を超えて改造するときは、当該自動車の取得又は改造の3箇月前までに、訓令第23条第1項各号に掲げる書類を添えて、訓令別記第2号様式により適用除外指定申出申請を防衛装備庁長官(以下「長官」という。)に上申するものとする。

2 長官は、訓令第24条に規定する通知があつた場合には、関係する長官官房装備官又は研究所長にその旨通知するものとする。

(保安基準の緩和に係る認定申請)

第3条 長官官房装備官又は研究所長は、新たに試作しようとする自動車又は改造しようとする試作車について保安基準の緩和を必要とする場合には、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(防経艦第6002号。27.4.24)別紙別記様式保安基準の緩和に係る認定申請書により長官に上申するものとする。

2 長官は、保安基準の緩和について防衛大臣の認定があつた場合には、関係する長官官房装備官又は研究所長にその旨通知するものとする。

(自動車番号の付与、変更、廃止)

第4条 自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達(昭和45年陸上自衛隊達第95-3号。以下「陸自達」という。)第4条に規定する自動車番号の付与の要求、同達第8条第1項に規定する自動車番号の変更の要求及び同達第9条第1項に規定する自動車番号の廃止の要求は、長官官房装備官又は研究所長が行うものとする。

2 研究所長又は試験場長は、陸自達第5条第2項及び第4項の規定により自動車検

査証の送付を受けた場合、同達第18条第2項の規定により自動車検査証変更通知書の送付を受けた場合、同達第8条第3項の規定により自動車番号変更通知書の送付を受けた場合並びに同達第9条第2項の規定により自動車番号廃止通知書の送付を受けた場合には、技術戦略部長及び当該試作車に関係のある長官官房装備官又は研究所長に写しを送付するものとする。

(自動車番号の記入)

第5条 訓令第5条第1項ただし書の規定により、自動車番号を直接車体に記入する場合は、当該自動車番号を、訓令別表第1(その1)に規定する字体及び大きさを例とし、試作車の前面及び後面の見やすい位置に白色又は黒色で記入するものとする。

(標識の記入要領)

第6条 訓令第6条に規定する標識の記入要領は別記第1のとおりとする。

(試作車の運行)

第7条 試作車の運行は別記様式第1試作車運行指令書によるものとする。

(仕業点検)

第8条 試作車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、別記様式第2仕業点検作業用紙により試作車を点検しなければならない。

(定期点検整備)

第9条 研究所長又は試験場長は、1箇月ごと、3箇月ごと及び6箇月ごとに別記様式第3定期点検整備(A・B・C)作業用紙により試作車を点検しなければならない。ただし、将来、試験に使用する目的で保管している試作車にあっては、3箇月ごと又は必要の都度、前条に規定する点検を行うことにより定期点検に代えることができる。

2 研究所長又は試験場長は、前項の点検を行つた結果、当該試作車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあると認めるときは、当該試作車について必要な整備を行わなくてはならない。

3 研究所長又は試験場長は、前2項に規定する点検整備を外注することができる。

(整備記録)

第10条 研究所長又は試験場長は、訓令第14条の規定を実施するため、別に定める試作車履歴簿を備えるものとする。

(保安検査の実施)

第11条 陸自達第13条第2項の規定に基づく試作車の保安検査の委嘱があつた場合は、陸上装備研究所長が受けるものとする。

(改造前の検査)

第12条 訓令第22条に規定する改造前の検査は、陸上装備研究所長が行うものとする。

防衛装備庁が試作する自動車について

(趣旨)

第1条 この通達は、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下「訓令」という。)に基づき、防衛装備庁が、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の用に供するために試作する自動車(訓令第1条に規定する「自動車」をいう。以下「試作車」という。)の保安基準の緩和に係る手続、番号、標識及び整備並びに適用除外指定(訓令第1条に規定する「適用除外指定」をいう。次条において同じ。)に係る手続に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用除外指定に関する申出手続)

第2条 長官官房装備官又は研究所長は、適用除外指定を受ける必要のある自動車を新たに試作するとき、又は既に適用除外指定を受けた自動車を同一型式の範囲を超えて改造するときは、当該自動車の取得又は改造の3箇月前までに、訓令第23条第1項各号に掲げる書類を添えて、訓令別記第2号様式により適用除外指定申出申請を防衛装備庁長官(以下「長官」という。)に上申するものとする。

2 長官は、訓令第24条に規定する通知があつた場合には、関係する長官官房装備官又は研究所長にその旨通知するものとする。

(保安基準の緩和に係る認定申請)

第3条 長官官房装備官又は研究所長は、新たに試作しようとする自動車又は改造しようとする試作車について保安基準の緩和を必要とする場合には、自衛隊の使用する自動車の保安基準等について(防経艦第6002号。27.4.24)別紙別記様式保安基準の緩和に係る認定申請書により長官に上申するものとする。

2 長官は、保安基準の緩和について防衛大臣の認定があつた場合には、関係する長官官房装備官又は研究所長にその旨通知するものとする。

(自動車番号の付与、変更、廃止)

第4条 自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達(昭和45年陸上自衛隊達第95-3号。以下「陸自達」という。)第4条に規定する自動車番号の付与の要求、同達第8条第1項に規定する自動車番号の変更の要求及び同達第9条第1項に規定する自動車番号の廃止の要求は、長官官房装備官又は研究所長が行うものとする。

2 研究所長又は試験場長は、陸自達第5条第2項及び第4項の規定により自動車検

査証の送付を受けた場合、同達第18条第2項の規定により自動車検査証変更通知書の送付を受けた場合、同達第8条第3項の規定により自動車番号変更通知書の送付を受けた場合並びに同達第9条第2項の規定により自動車番号廃止通知書の送付を受けた場合には、技術戦略部長及び当該試作車に関係のある長官官房装備官又は研究所長に写しを送付するものとする。

(自動車番号の記入)

第5条 訓令第5条第1項ただし書の規定により、自動車番号を直接車体に記入する場合は、当該自動車番号を、訓令別表第1(その1)に規定する字体及び大きさを例とし、試作車の前面及び後面の見やすい位置に白色又は黒色で記入するものとする。

(標識の記入要領)

第6条 訓令第6条に規定する標識の記入要領は別記第1のとおりとする。

(試作車の運行)

第7条 試作車の運行は別記様式第1試作車運行指令書によるものとする。

(仕業点検)

第8条 試作車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、別記様式第2仕業点検作業用紙により試作車を点検しなければならない。

(定期点検整備)

第9条 研究所長又は試験場長は、1箇月ごと、3箇月ごと及び6箇月ごとに別記様式第3定期点検整備(A・B・C)作業用紙により試作車を点検しなければならない。ただし、将来、試験に使用する目的で保管している試作車にあっては、3箇月ごと又は必要の都度、前条に規定する点検を行うことにより定期点検に代えることができる。

2 研究所長又は試験場長は、前項の点検を行つた結果、当該試作車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあると認めるときは、当該試作車について必要な整備を行わなくてはならない。

3 研究所長又は試験場長は、前2項に規定する点検整備を外注することができる。

(整備記録)

第10条 研究所長又は試験場長は、訓令第14条の規定を実施するため、別に定める試作車履歴簿を備えるものとする。

(保安検査の実施)

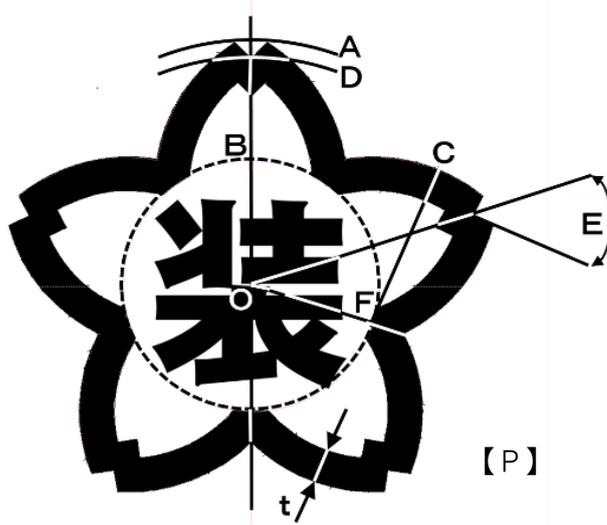
第11条 陸自達第13条第2項の規定に基づく試作車の保安検査の委嘱があつた場合は、陸上装備研究所長が受けるものとする。

(改造前の検査)

第12条 訓令第22条に規定する改造前の検査は、陸上装備研究所長が行うものとする。

別記第1 (第6条関係)

標識の記載要領



1 記入要領
自動車の前面見やすい位置とする。

2 寸法等
OA = 4.2 mm
OB = 2.1 mm
AD = 4 mm
CF = 2.8 mm
線 t = 5.5 mm
角 E = 45度

【P】

ただし、記入位置の形状等により、これらの寸法で記入することが困難な場合は、この寸法比

別記様式第1 (第7条関係)

試作車運行指令書										研究所 試験場
試験場長・部長等 印			使用者 官職氏名印				使用期間 月 日 ~ 日		車種	
使用目的								自動車番号		
番号	区分	出 発			経 路	到 着			摘 要	
		日時	場所	キロ計		日時	場所	キロ計		
1	予定 実施			/				/		
2	予定 実施			/				/		
3	予定 実施			/				/		
4	予定 実施			/				/		
5	予定 実施			/				/		
6	予定 実施			/				/		
総括 記録	か動 日数 距離 時間	区分	日時	キロ計(アワーメータ)読み	用途別走行キロ (アワーメータ)					
		入庫			技術試験	技術研究	整備	回送		
		出庫								
		差引								

別記様式第3 (第9条関係)

定期点検整備 (A・B・C) 作業用紙 (試 作)			作業 区分	1 箇月 (A)	3 箇月 (B)	6 箇月 (C)	研究所又は 試験場名	
車 種		累計走行 キロ、(時)	作業 人員	(人)	(時)	実 施 年 月 日		実 施 者
自動車番号				(人時)				

- 1 該当作業区分を○でかこむ。
- 2 点検内容の〔 〕は、試験調整交換内容を、A・B・C欄の()は、必要に応じて実施するものを示す。記載欄のない項目等は末尾の空欄に記入し、該当しない項目等はA・B・C欄に斜線を入れる、
- 3 路上運行試験は、必要に応じて行う。
- 4 符 号
 ○ 良好 ○ 要修理 A 調整 E 試験 S 手入 (油補充を含む)
 × 要調整 ○ 整備完了 C 清掃 L 給油 T 締付

No.	項 目	細 目	点 検 内 容	A	B	C
1	エンジン	エンジン本体	始動、低・中・高速、加速、出力			
			振動、異音、異温、排気色			
			[圧縮圧力、増し締め、弁開げき]			E・T(A)
		回転計、アワメータ、デコンプ装置、マウント	機能、取り付け、損傷			
2	冷却装置	水温計、サーモスタット、表示燈、スイッチ	読み、機能、損傷、取り付け			
		ラジエータ、ホース、ウォーターポンプ	水もれ、取り付け、損傷、ガタ			
		ファン、ファンベルト、プーリ、駆動部、駆動軸、クラッチ	機能、張り、取り付け、損傷、油もれ	(A)	(A)	A
		ダクト、シユラウド	取り付け、損傷			
3	潤滑装置	油圧計、油温計、警告燈、油圧調整器、配線、配管	読み、機能、取り付け、損傷			
		オイルフィルタ、エレメント (ろ紙)	[ドレン、エレメント交換]	(D)	D(R)	R
		オイルフィルタ (遠心式)	[分解・洗浄]		(S)	S
		オイルタンク、オイルパン、オイルクーラ、ブリーザ	油もれ、取り付け、損傷、油量、汚れ	(S)	S・(D・L)	S・D・L
4	燃 共 通	燃料計、センサ、配線、レベルゲージ	読み、取り付け、損傷			
		タンク、配管、切替弁、バタフライバルブ、エアブリーザ	もれ、取り付け、損傷			(C)
		エンジンコントロール	作動、取り付け、損傷			
	ガソリン	燃料ポンプ、フィルタ	もれ、機能、取り付け、損傷		C	C・(R)
		気化器、ガソリン噴射装置	機能 [真空試験]、もれ、取り付け、損傷		(A)	A・(E)
	ディーゼル	燃料ポンプ、フイードポンプ、ガバナー、プースタポンプ	噴射時期、ガバナー機能、空気混入、損傷、もれ、取り付け			S・(A)
		噴射ノズル、噴射管	取り付け、もれ [噴射圧、噴霧、油密]			E
		燃料フィルタ	もれ、空気混入、取り付け、汚れ [エレメント交換]		D	R
	補助タンク、架台	機能、取り付け、損傷		S	S・(A)	
	バーナ燃料、ノズル	機能、取り付け、損傷				
5	吸排気装置	エアクリーナ、ベンチレータ、ブリーザ、インジケータ	もれ、油量、取り付け、損傷、つまり [エレメント交換]	C	C・S・(R)	C・S・(R)
		マニホールド、ヒートコントロール、ホース	もれ、機能、取り付け、損傷			
		ターボチャージャ	もれ、機能、取り付け、損傷			
		排気管、マフラ、マフラ覆い	機能、もれ、腐食、取り付け、損傷			
		排気ブレーキ、インテークシャツタ	機能、取り付け、損傷			
		パワーシリンダー、マグネチックバルブ	機能、取り付け、損傷			
6	始動・充電装	バッテリー、バッテリーボックス	[比重、電圧]、腐食、取り付け、損傷	(S)	S・(E)	S・E
		バッテリースイッチ (メインスイッチ)、リレー、配線	取り付け、損傷、機能			
		スタータ、スタータスイッチ、スタータリレー	機能、取り付け、損傷			
		電圧計、電流計、ゼネレータ、レギュレータ	読み、機能、取り付け、損傷			
		ハーネス、各種ソケット、フィツクチャージ	取り付け、損傷			
		寒冷始動装置	機能、取り付け、損傷、もれ			
		予熱栓	取り付け、損傷、機能			
7	点火装置	スパークプラグ、高圧配線、ノイズサプレツサ	機能、取り付け、漏電、損傷 [開げき]			S・(A)
		イグニツションコイル、デイストリビュータ	機能、取り付け、漏電、損傷 [開げき]			A・S
		イグニツションスイッチ、低圧配線	機能、取り付け、損傷			
8	保安装置	ホーン、サイレン、スイッチ	吹鳴、取り付け、損傷			
		ウインドワイパ、方向指示器、デフロスタ、スイッチ、配線	機能、取り付け、損傷、もれ、球切れ			
		キロ計器、ミラー、レフレクタ、ハツチ開閉警告燈	読み、取り付け、損傷			
9	照明装置	燈火類、スイッチ、配線、ブレーカ	機能、取り付け、損傷、球切れ (照射方向、高低)			A
		管制燈火類、スイッチ、配線	取り付け、損傷、球切れ、機能			
		計器燈、各表示燈、室内燈、スイッチ、配線	取り付け、損傷、球切れ、機能			
		点検燈、照射燈、コンセント、スイッチ、配線	取り付け、損傷、球切れ、機能			
		操縦用暗視投光器、スイッチ、配線	取り付け、損傷、球切れ、機能 (照射方向)			A

No.	項目	細目	点検内容	A	B	C
10	電気ブレーキ	ブレーキボタン、コネクタ (被けん引車用)	機能、取り付け、損傷	/		
11	補助発電機	エンジン	始動、出力、ガバナ速度、異音、排気色	/		
		ゼネレータ	電流計、ゼネレータ、レギュレータ、配線	読み、機能、取り付け、損傷	/	
12	クラッチ	クラッチペダル、リンケージ、もどしばね	遊び、作動範囲、すき間、もどり	/		
		ディスク、プレート、レリーズベアリング	切れ、すべり、異音、異臭、損傷〔間げき〕	/		A
		マスタシリンダ、ブーツ、クラッチプースタ、パワーシリンダ、エアサーボ	機能、取り付け、損傷、油量、もれ	/		
		トルクコンバータ	もれ、油量〔ストール試験〕		S	S・(E)
13	トランスミッション	シフトレバー、パワーテイクオフレバー	作動、抜け、損傷	/		
		トランスミッション、パワーテイクオフ	変速機能、異音、異熱、損傷、湯量、もれ	/	(S)	S
		マウント、プロペラシャフト、ジョイント	取り付け、損傷、ガタ	/		
14	トランスファー	シフトレバー、リンケージ	作動、抜け、損傷	/		
		トランスファー	変速機能、異音、異熱、損傷、湯量、もれ	/	(S)	S
		マウント、ブリーザ、プロペラシャフト、ジョイント	取り付け、損傷、もれ、通気、ガタ	/		
15	アクスル等	プロペラシャフト、ジョイント、ピロプロック	整列、ガタ、異音、異熱、取り付け、損傷	/		
		ダンパ	機能、締め付け、損傷、取り付け	/		
16	車輪等	差動機、アクスル、シール、ブリーザ	油もれ、異音、異熱、取り付け、損傷、油量	/	(S)	S
		ホイール、タイヤ、チューブ、ハブボルト	磨耗、取り付け、損傷、〔取付位置〕、空気圧	(T・A)	T・A	T・A・(R)
		ホイールベアリング、シール	ガタ、損傷、油もれ	/		A
17	空気装置	前車輪、車輪配列	〔トーンイン、キャンバ、キヤスタ〕	/		E
		コンプレッサ、ベルト、プーリー、クリーナ	ベルトの張り、もれ、機能、損傷、異音、取り付け	/		A
		圧力計、アンローダ、安全弁、低圧警報器	機能、取り付け、損傷、〔もれ〕	/		E
18	制動装置	エヤタンク、配管、ドレンコック、セパレータ	もれ、取り付け、損傷	/		
		ペダル、連動部、もどしばね	遊び、すき間、もどり、取り付け、損傷	/		
		マスタシリンダ、ホイールシリンダ、配管	機能、油もれ、油量、空気混入、損傷	/		
		ブレーキドラム、ライニング	異音、異熱、すべり、引ずり、取り付け、損傷、〔間げき〕	/	(E・A)	E・A
		倍力装置、セフティシリンダ	機能、油もれ、損傷、〔給油〕	/		E・(L)
		エヤコントロール装置、チャンバ、ラバホース	機能、もれ、取り付け、損傷	/		
		手ブレーキレバー、リンケージ	作動範囲、ラッチ、効き	/		
19	操向装置	手ブレーキライニング	すべり、異臭、異音、取り付け、損傷	/	(E・A)	E・A
		トレアラブレーキコネクタ、配線	結合機能、もれ、取り付け、損傷	/		
		ハンドル、レバー、リンケージ、ロック	遊び、振れ、片切れ、復元性、作動範囲、取り付け、損傷	(A)	A	A
		ギヤーボックス、コラム、セクタシャフト、シール	ガタ (軸・横方向)、取り付け、油量、もれ	/	S	S・D
		パワステユニット、タンク、ポンプ、ホース	機能、取り付け、損傷、もれ	/		S・D
		キングピン、C・Vジョイント、シール、連動部	ガタ、締め付け、曲り、損傷、油もれ、シミ	/		
		操向機 (差動機)、ブレーキドラム、バンド	機能、取り付け、湯量、もれ、異熱、〔間げき〕	/	(E)	E・A
20	変速操向機	ステアリングマスタシリンダ、ホイールシリンダ、配管	機能、油もれ、油量、空気混入、損傷	/		
		ステアリング倍力装置	機能、もれ、損傷、取り付け	/		
		変速操向機本体、マウント、配管、ブリーザ、レベルゲージ	油もれ、油量、取り付け、通気、損傷	/		
		油圧計、油温計、警告燈、配線、配管	機能、油もれ、読み、取り付け、損傷	/		
		ステアリングバンド、油圧ポンプ、変速バンド	調整	/	(A)	A
		変速レバー、切替ペダル、リンク	作動、遊び、取り付け、損傷	/	(A)	(A)
		変速操向機内のブレーキ	調整、作動、きき	/		
		オイルフィルタ、サクシヨントレーナ	取り付け、損傷、油もれ、〔フィルタ・ストレーナ交換〕	/	(C)	C・(R)
21	終減速機	レギュレーティングバルブ、コントロールバルブ	油もれ、取り付け、機能	/		
		アキユムレータ	油もれ、取り付け、〔ガス圧〕	/		E
22	懸架装置	ユニバーサルジョイント、ギヤカツプリング、プロペラシャフト	ガタ、取り付け、損傷	/		
		終減速機本体、(ブリーザ、配管)	油もれ、油量、異音、異温、取り付け、損傷	/		
		速度計、ジョイント、ケーブル	機能、取り付け、損傷	/		
		スプロケット、転輪、誘導輪、ハードプレート、ボギー、サポート	取り付け、損傷、機能、磨耗〔位置交換又は交換〕	/	S	T・(R)
		リーフスプリング、ブツシュ、ピン、Uボルト、バンド	締め付け、乱れ、へたり、磨耗、損傷	/	(T)	T
		トーションバー、アーム、ストツバ	へたり、取り付け、損傷、ガタ、機能	/	(T)	T
		ラバースプリング、スプリング軸、アーム、ストツバ	へたり、取り付け、損傷、ガタ、機能	/	(T)	T
		ショックアブソーバー、ブツシュ、ブラケット、スタビライザ	機能、取り付け、損傷、油もれ	/		
		トラニオンシャフト、ベアリング、シール	磨耗、油もれ、損傷、ガタ	/		
		ブラケット、シャツクル、スプリングシート	リベットゆるみ、磨耗、損傷、取り付け	/		
		トルクロツド	ガタ、取り付け、損傷	/		
		オートグリスタ、配管	油もれ、機能、取り付け、損傷	/		
		懸架作動油タンク、油面計	取り付け、損傷、油もれ、油量	/		
22	懸架装置	サクシヨンストレーナ、ラインフィルタ	油もれ、取り付け、損傷〔ストレーナ、フィルタ交換〕	/		C・(R)
		補助ポンプ、レバー	機能、取り付け、損傷	/		
		懸架油圧計	読み、取り付け、損傷	/		
		アキユムレータ	油もれ、取り付け、〔ガス圧〕	/		E

No.	項目	細目	点検内容	A	B	C							
		バルブブロック、アンロードリリーフ弁、シリンダ、配管	作動、油もれ、取り付け、損傷	/									
		ロックバルブ、ハンドルピン、ワイヤ	作動、油もれ、取り付け、損傷	/									
		姿勢制御器、制御操作器、配線	作動、取り付け、損傷	/									
		制御装置、システム	〔作動、傾き、安定度、円滑度〕			E							
23	覆帯	覆帯	張り	A	A	A・T・(R)							
		覆板、ガイド、ピン、ハードプレート、コネクタ、ボルト、レール	損傷、変形、磨耗、取り付け	(T)	T	T・(R)							
		ゴムパット、ゴム覆帯、スパイク	損傷、変形、磨耗、取り付け	(T・R)	T・(R)	T・(R)							
24	車体	キャブ、座席、窓ガラス、ドア、フェンダー、内張、断熱材	取り付け、損傷、発錆、腐食	/									
		チルト装置（スプリング、ロックヒンジ）	取り付け、損傷、へたり	/									
		フレーム、バンパ、ピントル、フック	取り付け、き裂、変形、ゆるみ	/									
		荷台、幌、幌骨、隊員座席、タイヤキャリヤ	取り付け、き裂、変形、切損、錆、腐食	/									
		車きよう、フェンダ、ハッチ、扉、脱出口、砲身止	機能、取り付け、損傷、シール性、錆、腐食		S	S							
		座席、ベンチレータ、ヒータ、スイッチ、表示灯、ブレーカ	作動、取り付け、損傷	/									
		ドレンプラグ、排水弁、排水ポンプ、スイッチ	作動、取り付け、損傷、シール性	/									
25	作業用具	ウインチ装置、クレーン装置、ダンプ装置	もれ、油量、変速連動、巻取り、取り付け、起伏、旋回 ブレーキ、シャピン切れ、損傷、ホイスト機能	/	S	S							
		ウインチケーブル（前・後・主・補助）	巻取状態、損傷（キンク、つぶれ、線切れ）		S	S							
		けん引具、駐鋤、安定板	損傷	/									
		ドーザ装置	油もれ、油量、機能、取り付け、損傷		S	S							
26	付属品等	消火器、自動弁、手動弁、消火器ポンペ、配管、ノズル	損傷、取り付け、液量、圧力		(S)	S							
		工具、付属品、予備品、収納具、収納箱、収納巻具	員数、格納、取り付け、損傷、錆		(S)	S							
27	給油	機関、機関付属品	取扱説明書による。（D・L・R・S）										
		動力伝達装置	〃 〃										
		懸架装置、車輪	〃 〃										
		覆帯緊張、誘導輪、起動輪	〃 〃										
		制御装置	〃 〃										
		作業用具	〃 〃										
28	搭載品等	砲塔、銃塔、無線機関連装置	作動、取り付け、損傷	/									
		C・B・R防護装置	作動、取り付け、損傷（フィルタ）	/		S・(R)							
		操縦用暗視装置	機能、損傷、照射方向、取り付け	/		A							
29													
30	最終路上試験												
	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
(1)	圧縮 初期 圧力 修正後												
(2)	噴射ノズル初期 開弁圧力 修正後												
(3)	比重 初期 電圧 修正後	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
備考													

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 注：1 この作業用紙は、定期点検整備の基準を示すもので、この作業用紙によりがたい種類の自動車は、この作業用紙及び取扱説明書を参考に使用者が試作を担当した長官官房装備官又は研究所長と調整して独自の作業用紙を作成する。
- 2 記載欄のないものは空欄に記載し、該当しない点検項目は省略する。
- 3 点検・調整等の方法は取扱説明書による。
- 4 備考欄には故障等について記載する。
- 5 作業区分欄に示す、1箇月(A)、3箇月(B)、6箇月(C)は定期点検整備間隔の基準を示すもので、自動車の使用状況に応じ、当該自動車の取扱説明書に従い、1箇月、3箇月及び6箇月に相当する走行距離ごと、若しくは使用時間ごとに行うことができる。